

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課) ……
- 特定計量器定期検査の実施 (二件) ……
- ………(生活文化局計量検定所検査課) ……
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) ……
- 家畜人工授精師の登録……………
- ………(産業労働局農業振興事務所振興課) ……

告示

●東京都告示第千九十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年八月十日

東京都知事 小池百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌 コード及び発行者	指定理由
四二七六	書籍	DAISY COMI CS 調教覚醒BL 株式会社英和出版社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第千九十五号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月十日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

東村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年九月十八日から同年十月十日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関 の名称

●東京都告示第千九十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月十日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

江東区及び大田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月三十一日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関 の名称

●東京都告示第千九十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
 条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合
 の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用す
 る同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

神田練堀町地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十二年九月三十
日まで

三 施行地区

千代田区神田練堀町及び神田松永町各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

千代田区神田松永町五番地

平成二十七年六月二十三日

五 変更の内容

事務所の所在地を千代田区神田佐久間町一丁目十四番
に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成三十年八月十日

●東京都告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
 の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
 定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
 る。

平成三十年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市下里七丁目四百十八番一、平成三十年七月
同番十一、四百三十二番一、同番三、十一日

同番四、同番七、四百六十一番一、

千四百八十一番一、同番六、同番十

三、同番十六及び野火止三丁目四百

二十九番七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花
小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第九十九号

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九
 十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師
 名簿に登録した。

平成三十年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

免許番号

免許年

住所 氏名

家畜の種類及
び業務の別

第八百十

平成三

東京都小

余地 晃典

牛

八年五

十月十

平市回田

町三百二

家畜人工授精
の業務

十八番地
の三

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号

一箇月

六、六〇〇円

三〇円

印刷所

勝美印刷株式

社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

印刷所

勝美印刷株式

社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性